

あげお 暮らしのガイド		上尾生活指南	
がいこくせき かた あげおし せいかつ うえ きほん じょうほう 外国籍の方が、上尾市で生活する上で基本となる情報をごま とめたものです。ご活用ください。 ちゅうい しょうさい てつづ ちよくせつたんどうか といあわ 注意：詳細な手続きは、直接担当課にお問合せください。 い か でんわばんごう ちやくつうばんごう 以下の電話番号は直通番号です。		上尾生活指南愿为生活在上尾市的外国人住民提供基本的 生活信息, 希望能给您带来方便。 (注) 详细手续, 请直接向担当课询问。电话为直通号码。	
	ページ		頁
しやくしょ あんない 市役所の案内	2	市役所	2
きんきゅう 緊急	2~4	紧急情况	2~4
そうだんまどぐち 相談窓口	4	咨询窗口	4
じゅうしょ とど で 住所の届け出	5~7	申报住址	5~7
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	8	国民健康保险	8
こくみんねんきん 国民年金	8	国民年金	8
ぜいきん 税金	8	税金	8
マイナンバー・マイナンバーカード	8~9	个人编号, 个人编号卡	8~9
にんしん しゅっさん いくじ こ 妊娠・出産・育児・子どもの健康	9~11	怀孕・出生・育儿・儿童健康	9~11
せいじんほけん せいしんほけん 成人保健・精神保健	11	成人保健・精神保健	11
ふくし 福祉	11	福祉	11
ほいく 保育	11~12	儿童保育	11~12
がっこうきょういく 学校教育	12	学校教育	12
ごみ	12~13	垃圾和资源	12~13
べんり じょうほう 便利な情報	14	方便的信息	14
にほんごきょうしつ 日本語教室	14~15	日语教室	14~15
じしん そな 地震に備えて!	16~18	为地震作准备	16~18
じちかい ちょうないかい くかい かにゅう 自治会、町内会、区会に加入しまし よう	19~20	请大家一起加入区会・町内会・自治会 吧!	19~20
にほん じゅうきよ 日本の住居	21~22	日本的住居	21~22

<p>市役所の案内 本庁舎 ところ: 上尾市本町3-1-1 電話番号: 048-775-5111 (代表) アクセス: JR上尾駅東口から徒歩約8分 開庁日: 月～金曜日 午前8時30分～午後5時</p> <p>● 本庁舎の一部は土曜日も開庁しています。 開庁時間: 午前8時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く) 開庁窓口で取り扱う業務は、内容によっては受け付け できないものがありますので、あらかじめ担当課にお問い合わせください。 開庁窓口 1階: 市民課・パスポートセンター 証明書発行センター・保険年金課・出納室 2階: 市民税課・納税課・障害福祉課・高齢介護課 5階: 子ども支援課・保育課・子ども家庭総合支援センター</p>	<p>市役所 市役所大楼 地 址: 上尾市本町3-1-1 电话号码: 048-775-5111 (总机) 交 通: JR高崎线上尾车站东口步行大约8分 办公时间: 每星期一～星期五 上午8点30分～下午5点 ● 市役所一部分星期六,也办公 办公时间: 上午8点30分～下午5点(中午12点～下午1点除外) 向市民提供的服务中, 根据内容, 部分业务只限平日受理, 请事先向担当课咨询。 办公窗口 1楼: 市民课・发行护照处・发行各种证明书处・ 保险年金课・出納室 2楼: 市民税课・納税課・伤残人福祉課・高龄护理課 5楼: 儿童支援課・保育課・儿童家庭综合支援中心</p>
<p>緊急 急病のとき <休日・夜間の医療機関の紹介> 休日・夜間でも診療を行っている病(医)院を、消防 本部指令課で常時紹介しています。電話でお問い合わせく ださい。 ⇒ 消防本部指令課 Tel 048-775-1311</p>	<p>緊急情况 ● 急病 <介绍节假日・夜间也可以问诊的医疗机关> 消防本部指令課为您介绍节假日・夜间也可以问诊的医 院。请电话咨询。 ⇒消防本部指令課 电话 048-775-1311</p>
<p><平日夜間急患診療> ところ: 平日夜間・休日急患診療所 ⇒ Tel 048-774-2661 (緑丘2-1-27 東保健センター3階) 診療科目: 小児科・内科 診療日: 月曜日～金曜日(祝日は除く) 受付時間: 午後8時～9時30分</p>	<p><急診病人(平日夜間)> 地 点: 夜間・节假日診療所 ⇒电话 048-774-2661 (緑丘2-1-27 東保健中心3楼) 问诊科目: 儿科・内科 问诊时间: 星期一～星期五(节假日除外) 挂号时间: 晚上8点～9点30分</p> 

<p>〈休日急患診療〉 ところ：平日夜間・休日急患診療所 ⇒ Tel 048-774-2661 (緑丘2-1-27 東保健センター3階) 診療科目：内科、小児科、外科 診療日：休日診療(日曜日・祝日・年末年始) 受付時間：午前9時～11時30分 午後1時～3時30分</p>	<p>〈假日紧急治疗〉 地 点：夜間・节假日诊疗所 ⇒电话 048-774-2661 (緑丘2-1-27 东保健中心3楼) 问诊科目：内科・儿科・外科 问诊时间：节假日(星期日・节日・年末年初) 挂号时间：上午9点～11点30分 下午1点～3点30分</p>
<p>〈救急車の要請〉 ⇒ Tel 119 (携帯電話からも通報できます) 119番に電話したら次のことを伝えてください。 ◇住所・目標になるもの ◇けが人、病人の状況 ◇あなたの名前、電話番号</p>	<p>〈救护车〉 ⇒电话119 (可以利用手机拨打) 拨119时请用日语说明下列情况。 ◇地址・现场周围的明显标志 ◇受伤人・病人的病情・症状 ◇您的姓名, 电话号码</p> 
<p>● 救急車を呼ぶかの判断に迷ったら 埼玉県救急医療情報センター ⇒ Tel #7119 または048-824-4199 緊急診療が必要なとき、近くの診療可能な医療機関を24時間、電話でお知らせします。歯科、口腔外科、精神科を除きます。</p>	<p>● 不知道该不该叫救护车时 埼玉県救急医療情報センター(埼玉县急救医疗情报中心) ⇒电话#7119 或 048-824-4199 需要紧急诊疗时, 24小时以电话为您介绍就近可以诊疗的医疗机关。牙科, 口腔外科, 精神科除外。</p>
<p>● 火災 〈火災の通報〉 ⇒ Tel 119 (携帯電話からも通報できます) どんな小さな火災でも、すぐに119番に通報してください。“あわてず・早く・正確に”です。落ち着いて次のことを伝えてください。 ◇火災の場所、目標になるもの ◇燃えているもの ◇逃げ遅れ、けが人がいるか また、「火事だ!」と大声で近所に知らせ、協力を求めましょう。 〈住宅用火災警報器の設置〉 ⇒消防本部予防課 Tel 048-775-1314 火災の発生を早期に感知して警報する住宅用火災警報器の設置が、新築・既存の住宅すべてに義務づけられています。</p>	<p>● 火災 〈火警〉 〈火災通報〉 ⇒ 电话号码119 (可以利用手机拨打) 很小的火灾也务请拨打119。请不要惊慌, 迅速, 准确, 并请用日语冷静地陈述下列情况。 ◇火灾发生的地点・现场周围的明显标志 ◇燃烧的物品 ◇有来不及跑出来或者受伤的人吗? 另外请大声呼救「着火了! (火事!=かじ!)」, 以获得周围人的援助。 〈设置住宅用火災警報器〉 ⇒消防本部予防課 电话 048-775-1314 住宅用火災警報器可以早期探知火灾的发生。新建住宅和现有住宅对安装火灾报警器实施义务化。</p> 

日本は地震が多い国です

自分と家族の身の安全が第一です。
で避難場所・連絡方法について話し合
おきましょう。



日本是地震多发国家

您自己与家人的人身安全第一。
家属的联络的地点方法・避难场所应事先商量好。

交通ルールを守りましょう

日本では、歩行者は右側通行、自動車・バイク・自転車は
左側通行です。信号を守り、道路を横断する時は横断歩道
を歩きましょう。

遵守交通规则

在日本，行人靠右侧行走，汽车・摩托车・自行车靠左侧通
行。请遵守信号，横过马路时请走人行横道。



相談窓口

● ハローコーナー (外国人住民相談窓口)
ハローコーナーは、外国人住民の日常生活の相談に応
じています。月曜日と土曜日の相談があります。お気軽にご
相談ください。ベトナム語はメールで相談を受け付けていま
す。

<月曜日の相談>

開設日：第1、2、3、5月曜日 (祝日を除く)

場所：市役所 第三別館1階

<土曜日の相談>

開設日：第4土曜日 (市役所の閉庁日と祝日を除く)

場所：市役所 本庁舎5階 501会議室

い つ	午前9時～正午	使用 言語	スペイン語・英語
	午後1時～4時		スペイン語・ポルトガル語・ 中国語

⇒ Tel 048-775-5111

電話をしたら、「ハローコーナーおねがいします」と言
ってください。

市役所の窓口では、次の12言語で電話による通訳サービス
があります。

言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、
タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパ
ール語、ヒンディー語、モンゴル語



ベトナム語メール相談受付フォーム

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/hcnv.html>

咨询窗口

● ハローコーナー (外国人住民咨询窗口)

该窗口可以帮助外国人住民解决在日常生活中遇到的
各种问题，开设日期为星期一和星期六。请利用。越南语
的咨询只能以电子邮件受理。

<在星期一的咨询服务>

开放时间：第一・二・三・五周的每星期一(节假日除外)
地 点：市役所 第三别馆 1楼

<在星期六的咨询服务>

开放时间：第四周的每星期六(节假日及市役所关闭日除
外)

地 点：市役所 5楼 501 会议室

时 间	上午9点～12点	使用 言語	西班牙语 英语
	下午1点～4点		西班牙语 葡萄牙语 中文

⇒ 请先拨打市役所总机 048-775-5111，然后告诉接线员
「ハローコーナーお願いします」。



上尾市政府开始对来到市役所的外国人，用 12 语言电话翻
译服务。

语言：英语，中文，韩国语，葡萄牙语，西班牙语，泰国语，
越南语，印度尼西亚语，他加禄语，尼泊尔语，印地语，
蒙古语



越南电子邮件咨询表格

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/hcnv.html>

住所の届け出

⇒ 市民課

TEL 048-782-8790

外国人住民の人も転入・転居・転出などの届け出が必要です。

外国籍の人(観光目的などの短期滞在を除く)が日本国内に住所がある場合、住所の届け出(転入・転出等)が必要になります。この届け出に基づき日本人と同様に住民票が作成され、住所や転入・転出事項、家族構成などが記録され、申請により証明書が交付されます。また、この情報に基づいて、さまざまな行政サービスが行われます。

申报住址

⇒ 市民課 电话 048-782-8790

外国人住民在住址发生变化时也必需办理申报手续。

在日本有住址的外籍人士(观光等短期滞在者除外)需要办理居住地址登记手续(迁入・迁出等)。根据申报将和日本人一样制作住民票,记载住址,迁入・迁出事项和家族全体成员等内容,经申请后可发行证明书。另外根据住民票内容可以为您提供各种行政服务。

外国人住民の異動に関する届け出の種類			有关外籍人士必需申报变更手续的种类		
<p>住所や世帯の変更があったときは、下記の届け出を出してください。届出人は、本人または同一世帯の方（住居および生計を共にする方）です。子どもが生まれた時の届出人は、父または母になります。</p>			<p>在住址和家族成员发生变化时，需要办理申报。本人或同居的家属需要办理申请。办理出生登记时必需由父亲或母亲办理申请。</p>		
● 市役所本庁舎市民課で受付（入管法の届出も同時に行います）			● 在市役所本庁市民課受理申请(同时办理入关法的申报)		
手続きの種類	申請・届出の期間	手続きに必要なもの	申报种类	申請・受理期間	所需文件
<p>日本に入国したとき</p> <p>※1年未満の一時入国を除く (1年は目安)</p>	<p>入国日から14日以内</p> <p>※平日のみの取り扱いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パスポート 在留カードまたは特別永住者証明書 (*1) ※本人が来庁してください。 	<p>入境</p> <p>※不包括未滿1年的临时入境（以1年为标准）</p>	<p>入境后14天以内</p> <p>※星期一至星期五</p>	<ul style="list-style-type: none"> 护照 在留卡或特别永住者证明书 (*1) ※ 務必本人办理申请
<p>子どもが生まれたとき</p> 	<p>出生日から13日以内</p> <p>※平日以外は、届出書のお預かりのみです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出生届 母子健康手帳 国民健康保険証（加入者のみ） パスポート（父と母両方） 在留カードまたは特別永住者証明書（届出人） 	<p>出生</p>	<p>在生后13天以内</p> <p>※ 平日以外只能接收文件无法开出证明</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出生登记 母子健康手册 国民健康保险证(拥有者) 护照(父母都需要) 在留卡或特别永住者证明书（申请人）
<p>他の市町村から転入したとき</p>	<p>転入日から14日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地の市町村が発行した転出証明書 届出人本人であることを確認できるもの 在留カードまたは特別永住者証明書（届出対象の人すべて） 通知カードまたはマイナンバーカード (*1) (*2) 	<p>从其他市町村迁入</p>	<p>迁入后14天以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以前居住的市町村发给的搬迁证明书 可以证明身份的文件 在留卡或特别永住者证明书(全体成员) 通知卡或个人编号 (*1) (*2)

<p>市内で住所を変更(転居)したとき</p>	<p>転居日から14日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届け出本人であることを確認できるもの ・ 在留カードまたは特別永住者証明書(届け出対象の人すべて) ・ 通知カードまたはマイナンバーカード(*1)(*2)(*3) 	<p>在市内搬遷</p>	<p>搬遷後14天以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可以证明身份的文件 ・ 在留卡或特别永住者证明书(全体成员) ・ 通知卡或个人编号(*1)(*2)(*3)
-------------------------	-------------------	---	--------------	-----------------	---

● 市役所本庁舎市民課のほか、支所・出張所でも受付

● 除了市役所本庁市民課以外在支所・出張所也可以受理申报手续。

手続きの種類	申請・届出の期間	手続きに必要なもの	申报种类	申请・受理期间	所需文件
<p>転出するとき (日本国外を除く)</p>	<p>引っ越しする前にあらかじめ届け出をして下さい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届け出本人であることを確認できるもの(*3)(*4) 	<p>迁出(国内)</p>	<p>迁出之前需要事先申报</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可以证明身份的文件(*3)(*4)
<p>日本国外へ転出するとき ※1年未満の一時帰国を除く (1年は目安)</p>	<p>引っ越しする前にあらかじめ届け出をして下さい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知カードまたはマイナンバーカード(届け出対象の人すべて) ・ 届け出本人であることを確認できるもの(*3)(*4) 	<p>迁出(国外) ※不包括未满1年的临时回国(以1年为标准)</p>	<p>迁出之前需要事先申报</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知卡或个人编号卡(全体成员) ・ 可以证明身份的文件(*3)(*4)
<p>家族関係に変更があったとき</p>	<p>世帯主や家族関係(続柄)に変更があった日から14日以内 ※戸籍の届け出をしている場合を除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届け出本人であることを確認できるもの ・ 変更の生じたことを確認できる書類(*3) 	<p>家族成员有变化时</p>	<p>户主或家属关系发生变化后14天以内 ※ 户籍申报时不用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可以证明身份的文件 ・ 可以确认发生变化的文件(*3)

(*1) ほかの人が住んでいる世帯に転入・転居する場合は、家族関係を証明する書類が必要になることがあります。

(*2) 国民年金加入者は、年金手帳もお持ちください。

(*3) 国民健康保険加入者は、国民健康保険証もお持ちください。

(*4) 印鑑登録をしている人は、印鑑登録証もお持ちください。

★ いずれの手続きも15歳未満の児童を養育する人は、子ども支援課にお立ち寄りください。

★ 代理人が届け出るときは上記の他に委任状が必要です。

★ 平日以外の日の届け出については、一部取り扱えないものがあります。

(*1) 迁入到其他家庭时, 有时会要求提出证明家属关系的文件。

(*2) 国民年金加入者, 请携带年金手册。

(*3) 国民健康保険加入者, 请携带国民健康保险证。

(*4) 已办完印鉴登录者, 请携带印鉴登陆证。

★ 关于任何手续, 如果您在抚养未满15岁的儿童, 请顺路到儿童支援课。

★ 代理申报时除了上記文件以外还需要委任状。

★ 在平日以外(星期六・星期日・假日等)办理申报时, 会有一部分无法受理。

<p>国民健康保険 ⇒保険年金課 TEL048-775-5136 (11番窓口) 国民健康保険とは、病気やけがをしたときに加入者の皆さんがお金(保険税)を負担し合って、医療機関にかかるときの医療費に充てる、助け合いの制度です。 住民登録をしていて、他の保険に加入しておらず、3か月を超えて日本に滞在する場合、国民健康保険に加入することになっています。国民健康保険に加入すれば、医療機関が行うほとんどの診療・検査について、年齢に応じ70%または80%が保険によって支払われることになります。 保険税は、各人の前年の所得によって決まります。</p>	<p>国民健康保険 ⇒保険年金課 電話 048-775-5136 (11号窓口) 国民健康保険是一种互相帮助的制度。生病或受伤时由加入者各自缴纳保险费(保险费),将其用于在医疗机构支付的医疗费用。 如果您已经住民登录,没有加入其他保险,并且在日本居住超过3个月时,应该加入国民健康保险。如果加入国民健康保险,根据您的年龄,关于医疗机构进行的大多数数的治疗和检查,由保险将向您支付70%或80%。 保险费是根据每个人的去年的收入决定。</p> 
<p>国民年金 ⇒ 保険年金課 TEL 048-775-5137 加入者が納める保険料と国の負担金によって、国が責任をもって運営する制度で、病気やけがになったとき、また、高齢になったときに皆で助け合い、生活に不安がないようにしていこうという制度です。 ◇ 住民登録をしている20歳以上60歳未満の方で、厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入することになっています。 ◇ 保険料は、年齢・性別・所得に関係なく一律です。</p> 	<p>国民年金 ⇒保険年金課 電話 048-775-5137 这是根据被保险人缴纳的保险费及国家负担金构成由国家经营,并由国家全权负责的社会制度。满足一定条件的加入者,在生病,受伤或者到高龄者,由此互相协助制度来减轻生活负担。 ☆已办理住民登录,20岁以上60岁未滿者都有义务加入(已加入厚生年金者除外)。 ☆国民年金的保险费不论年龄,性别,收入一律同額。</p>
<p>税金 ＜市・県民税＞ ⇒ 市民税課 TEL 048-775-5131 納税義務者となるのは、毎年1月1日現在、市内に住んでいて、前年(1月～12月)に所得のあった人です。ただし、外国人住民で日本での滞在が短期間(約3か月以内)の場合は、税金がかかりません。 ＜軽自動車税＞ ⇒ 市民税課 TEL 048-775-5130 毎年4月1日現在、原動機付自転車・バイク・軽自動車などを所有している人に税金がかかります。 ＜固定資産税＞ ⇒ 資産税課 TEL 048-775-5134 毎年1月1日現在、土地や家屋などを所有している人に税金がかかります。</p>	<p>税金 ＜市・県民税＞ ⇒市民税課 電話 048-775-5131 納税人是指在每年1月1日居住在市內并且去年(1月至12月)有收入的人。但是,如果您是外国居民并且在日本短期逗留(大约3个月以内)的情况时,无需被课税。 ＜轻型车税＞ ⇒市民税課 電話 048-775-5130 在每年4月1日,对拥有机动自行車、摩托車、輕型車等的人课税。 ＜固定資産税＞ ⇒資産税課 電話 048-775-5134 在每年1月1日,对拥有土地或房屋等的人课税。</p>
<p>マイナンバー、マイナンバーカード ⇒ 市民課 TEL 048-782-8790</p>	<p>个人编号, 个人编号卡 ⇒ 市民課電話 電話 048-782-8790</p>

住民票のある方がひとりひとり持つ、12ケタの番号で、一生使うものです。税金・保険・年金などの管理のために使われます。

個人番号通知書についている個人番号カード交付申請書を使用して、マイナンバーカードを申請できます。マイナンバーカードは身分証明書として使え、コンビニで住民票の写しが取れるなど、便利な機能があります。



每个持有住民票的人，有12码的个人编号，终生使用。使用于税金，保险，年金等方面的管理。用附在个人编号通知书上的个人编号卡申请书，可以申请个人编号卡。个人编号卡除了可以成为身份证明书之外，还可以在便利店领取住民票副本。

妊娠・出産・育児・子どもの健康

● 子育て世代包括支援センター（あげお版ネウボラ）
妊娠中の生活のことや、生まれたばかりの赤ちゃんのこと、子育てに関することなどの相談に応じます。

⇒ 東保健センター内 緑丘2-1-27
TEL 048-774-1414

⇒ 子ども家庭総合支援センター 市役所5階
TEL 048-775-5294

⇒ 子育て支援センター内 春日2-20-3
TEL 048-778-2008



怀孕・出生・育儿・儿童健康

● 育儿家庭综合支援中心
接受有关在怀孕期间的生活・刚生产的婴儿・育儿的相談。

⇒ 东保健中心内 绿丘2-1-27
电话048-774-1414

⇒ 市役所5楼 儿童家庭综合支援中心
电话048-775-5294

⇒ 育儿支援中心内 春日2-20-3
电话048-778-2008

● 母子健康手帳、妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査の費用の一部助成

⇒ 健康増進課（東保健センター内）
TEL 048-774-1414

妊娠したときは、妊娠届出書を提出して「母子健康手帳」の交付を受けてください。東保健センター、市役所5階の子ども家庭総合支援センターで受け付けます。母子健康手帳の交付には、「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード（氏名・住所等の記載事項と本人の情報一致している場合に限る）」と在留カードなどの本人確認書類が必要です。この手帳は、母と子の健康状態を記録し、生涯にわたって活用でき、市の保健サービスを受けるときに必要です。

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査の助成券を交付します。



● 母子健康手冊・補助一部分の婦健康検査，新生儿听力检查，产妇产健康检查の費用

⇒健康増進課（东保健中心内）电话048-774-1414

怀孕时，请办理妊娠登记手续，在提交「妊娠届」之后，请领取「母子健康手冊」。在东保健中心・市役所5楼儿童家庭综合支援中心可以办理妊娠登记，并领取母子健康手冊。

那时必要出示「个人编号卡」，「个人编号通知卡（仅限于姓名、地址等的记载项目与本人的信息一致时）」或「在留卡」等可以确认本人的证件。该手冊记录了孕妇及婴儿的健康状况，可以终生利用，在接受上尾市的各种保健服务时也会用到。

交付母子健康手冊时，将交付14回次的孕妇健康检查、新生儿听力检查，产妇产健康检查的补助票。

<p>● 発達支援相談センター ⇒ 吉丁目東22-1 TEL 048-725-3373 育児の相談や、発育に心配がある乳幼児の療育などを行なっています。乳幼児育児相談は、保健師・保育士が相談に応じています。来所の場合は、あらかじめ電話で予約してください。</p> 	<p>● 発達支援咨询中心 ⇒ 吉丁目東22-1 (电话 048-725-3373) 発達支援咨询中心是一所综合设施, 1楼是上尾保育所, 2楼设有乳幼児咨询中心。 本中心接受育儿, 儿童发育等各种方面的咨询。家长可以带儿童自由使用这里备有各种木制玩具的游戏房。保健师, 保育士可以回答育儿方面的各种咨询。请事先打电话预约。</p>
<p>● 子育て支援センター ⇒ 春日2-20-3 TEL 048-778-2008 上尾西保育所に併設された施設です。育児の相談や講演会、子どもの遊びの場、保護者同士の交流の場となる催しなどを開催しています。他にも市内に12か所あります。</p>	<p>● 育児支援中心 ⇒ 春日2-20-3 电话 048-778-2008 这是与上尾西保育所的共建设施。接受育儿咨询, 举办演讲会, 提供儿童游戏场所, 还举办各种家长之间的交流活动等。在市内也有12所。</p>
<p>● 乳幼児の保健事業・予防接種 ⇒ 健康増進課 (東保健センター内) TEL 048-774-1414</p> 	<p>● 乳幼児の保健事業・予防接種 ⇒ 健康増進課 (東保健センター内) 电话 048-774-1414</p>
<p><乳幼児の健康診査・相談> 乳幼児健康診査には、4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査があります。各健診対象者には個別通知します。また、10か月児健康相談、『ここにこ健康相談会』では身長・体重測定、育児相談、食事・歯の相談を行います。 日程などは『広報あげお』や『上尾市健康カレンダー』、ホームページをご覧ください。 また、健診を受けるときは母子健康手帳、通知(はがき)、バスタオルを持参してください。</p> 	<p><乳幼児健康検査・咨询> 乳幼児健康検査分3期, 4个月健康検査・1岁6个月健康検査和3岁健康検査。上尾市对于每个检查对象者个别通知。另外还设有10个月的婴儿健康咨询, 在乳幼児健康咨询「ここにこ健康相談」进行量身高・体重、育儿咨询、吃饭和有关牙齿方面的咨询。具体日程, 请在「广报上尾」, 「上尾市健康カレンダー」, 或主页中确认。接受健康检查时请携带母子健康手册・收到的通知(明信片)和浴巾。</p>

<p><乳幼児期・学童期の予防接種></p> <p>予防接種はワクチンによって接種時期、接種回数が決まっています。『予防接種と子どもの健康』、『上尾市健康カレンダー』をよくご覧いただき、市内実施医療機関または県内契約医療機関に予約の上、接種してください。</p> <p>ワクチンの種類：ロタウイルス・ヒブ・B型肝炎・小児用肺炎球菌・BCG・四種混合・二種混合・麻疹風しん・水痘・日本脳炎 子宮頸がん予防ワクチン（女子のみ）</p> 	<p><乳幼児期・児童期の予防接種></p> <p>予防接種, 按照接种疫苗内容的不同, 有一定的接种时期和次数。请仔细确认「予防接種と子どもの健康(予防接種和儿童健康)」[「上尾市健康カレンダー(上尾市健康日程表)」]后, 向市内实施接种的医疗机构或县内契约医疗机构预约再接受接种。</p> <p>接种疫苗的种类: 轮状病毒・流行性感冒b型・乙型(B型)肝炎 小児用肺炎球菌・BCG・四种混合 二種混合・麻疹風疹・水痘 乙型脳炎・子宮頸癌予防(女子)</p>
<p>持ち物：母子健康手帳、予防接種予診票</p> <p>☆ 予防接種予診票は、出生届を提出したときに「予防接種と子どもの健康(小冊子)と一緒にお渡しします。持っていない方は、市役所本庁舎(1階市民課・5階子ども家庭総合支援センター)、各支所・出張所、東保健センター、西保健センターに設置しています。</p>	<p>携帯物品: 母子健康手冊、予防接種預診票。</p> <p>☆ 提交出生申报单时和「予防接種と子どもの健康(予防接種和儿童健康)」(小册子)一起交给预防接种预诊票。还没有的人, 在市役所本厅(1楼市民课、5楼儿童家庭综合支援中心)、各支所・出張所、东保健中心、西保健中心处可以索取。</p>
<p>成人保健・精神保健</p> <p>● 成人検(健)診・保健事業 ⇒健康増進課(西保健センター内) Tel 048-774-1411 日程・会場などは『広報あげお』や『上尾市健康カレンダー』をご覧ください。検(健)診には有料と、年齢などの条件によって無料となるものがあります。</p> <p>● 予防接種 ⇒健康増進課(東保健センター内) Tel 048-774-1414</p>	<p>成人保健・精神保健</p> <p>● 成年人健康检查・预防接种・保健事业 ⇒健康増進課(西保健センター内) 电话 048-774-1411 关于日程和地点等, 请在「広報あげお(广报上尾)」或「上尾市健康カレンダー(上尾市健康日程表)」中确认。有收费的和根据年龄等条件有免费的体检。</p> <p>● 接种疫苗 ⇒健康増進課(东保健センター内) 电话 048-774-1414</p>
<p>福祉</p> <p>● 児童手当 ⇒子ども支援課 Tel 048-775-5120 上尾市に住居登録をされていて、日本で子どもを養育している人からの申請により、手当を支給します。</p>	<p>福祉</p> <p>● 児童津貼 ⇒児童支援課 电话 048-775-5120 在上尾市住民登録同時在日本抚养孩子的人, 先申请后可以领取津贴。</p>
<p>● 子ども医療 ⇒子ども支援課 Tel 048-775-5120 子どもが医療機関を受診したときに支払う医療費を助成します。この助成を受けるには登録が必要です。</p>	<p>● 児童医療 ⇒児童支援課 电话 048-775-5120 我们补助儿童在医疗机构就诊时支付的医疗费用。为了获得此补助需要登录。</p>
<p>保育</p> <p>● 保育所 ⇒保育課 Tel 048-775-5121 市内には67か所の認可保育施設(市立保育所14・私立保育園26、認定こども園5、小規模保育施設21、事業所内保育施設1)があり、仕事や病気で子どもの保育ができない保護者に代わって、児童の保育にあたっています。保育時間は施設により異なります。市立保育所の場合、原則として、延長保育を含めて平日は午前7時から午後7時まで、土曜日は午前</p>	<p>児童保育</p> <p>● 保育所 ⇒保育課 电话 048-775-5121 市内現有67所認可托儿设施(市立保育所14所, 私立保育園26所, 认定儿童园5所, 小规模保育设施21所, 事业所内托儿设施1), 由于家长是双职工或者由于生病等原因不能照顾孩子的家庭, 保育所可以代替家长照顾儿童。保育时间按照设施不同。在市立保育所含有延长保育原则上是星期一至星期五从上午7点至下午7点, 星期</p> 

7時から午後6時までです。	六从上午7点至下午6点。
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ⇒ 保育課 Tel 048-775-5044 市内には21か所の私立幼稚園（幼稚園16、認定こども園5）があります。入園について詳しくは、各幼稚園にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ⇒ 保育課 电话 048-775-5044 市内有 21 个私立幼儿园（16 个幼儿园，5 个认证儿童园）。有关入园的详细信息，请咨询该幼儿园。
<ul style="list-style-type: none"> ● 認可外保育施設 ⇒ 保育課 Tel 048-775-5044 市内には認可外保育施設もあります。利用については、保育課にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可外托儿设施 ⇒ 保育課 电话 048-775-5044 市内也有认可外托儿设施。有关使用的详细信息，请咨询保育课。
<ul style="list-style-type: none"> ● 学童保育所 ⇒ 青少年課 Tel 048-776-2488 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生が生き生きとした放課後を過ごすことができるのが、学童保育所です。市内に40カ所あります。 保育時間は、月～金曜日は放課後から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後7時まで、春・夏・冬休みなどの休校期間の月～土曜日は午前8時から午後7時までです。入所希望の場合は、NPO法人あげお学童クラブの会へ、お問い合わせください。Tel 048-771-6945 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童保育所 ⇒ 青少年課 电话 048-776-2488 学童保育所是为白天父母因工作等不在家的小学生，在放学以后也可以有人照管，以促进儿童健全成长的设施。市内有 40 所。 保育时间在平日从放学以后至下午 7 点，星期六从上午 8 点至下午 7 点。在春假、暑假和寒假等放假期间，星期一至六从上午 8 点至下午 7 点。希望入所者请直接与 NPO 法人「あげお学童クラブの会（上尾学童俱乐部会）」联系。电话 048-771-6945
<p>学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校への就学を希望する人 ⇒ 教育委員会学務課 Tel 048-775-9604 外国人として登録しているお子さんの入学に関しては、保護者からの就学希望に基づく届出が必要になります。また、日本語が理解できない児童生徒には、日本語指導もあります。 	<p>学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学・中学的の就学手続 ⇒ 教育委員会学務課 电话 775-9604 已办理完外国人登记手续的儿童如果希望上学，必须由家长向教育委员会提出就学希望申请。对不会日语的儿童配有专职日语指导教师。
<p><就学援助制度> ⇒ 教育委員会学務課 Tel 048-775-9604 経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に、お子さんの給食費や学用品費などの援助をしています。</p>	<p><就学援助制度> ⇒ 教育委員会学務課・电话 775-9604 对于经济困难的儿童及家长，上尾市将在学校伙食费，学习用品费等方面给予援助。</p>
<p>ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市で収集するごみ ⇒ 西貝塚環境センター（西貝塚35-1） Tel 048-781-9141  <p>家庭から出るごみは、可燃ごみ（プラスチックを含む）、不燃</p>	<p>垃圾和资源</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上尾市収集の垃圾和资源 ⇒ 西貝塚環境中心（西貝塚 35-1） 电话 781-9141 <p>每个家庭的垃圾按照下列分类而收集：可燃垃圾（含</p>

ごみ(金属・陶器・充電式小型家電)、資源物(ペットボトル・飲料缶・スプレー缶・ガラス・紙類・布類)に分別して収集しています。それぞれのごみは、地域ごとに決められた収集日の午前8時まで、正しく分別して、集積所に出してください。ごみの分別方法や収集日程など、詳しくは『ごみ収集カレンダー』をご覧ください。

- 小型充電式電池の回収は、電器店やホームセンターなどで行っています。取り外しが難しい電化製品は無理に分解すると火が出る恐れがありますので、本体ごとそのまま市内公共施設にある小型家電回収ボックスに入れてください。

上尾市役所、支所、出張所、西貝塚環境センター

小型充電式電池にはニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの種類があり、以下の製品に含まれています。

デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブルDVDプレーヤー・ノートパソコン・携帯電話・携帯ゲーム機・掃除機・電動アシスト自転車・加熱式たばこ・電子たばこ・電動シェーバー・電動歯ブラシ・モバイルバッテリーなど

ごみの出し方マニュアル

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/multilingual.html>



- 上尾市ごみ分別アプリ

ごみの分別方法を簡単に検索でき、収集日をお知らせする機能がついたごみ分別アプリをご利用ください。一部外国語にも対応しています。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る®」



有塑料)・不燃垃圾(金属、陶器、可充电的小型家电)・資源物(塑料瓶、饮料罐、喷雾罐、玻璃、纸类、布类)。把所有的垃圾请正确分类后,在每个地区规定的收集日上午8点之前放置在收集场所。关于收集日程和分类方法等详细情况,请参照「ごみ収集カレンダー(垃圾傾倒日程表)」

- 小型可充电電池在电器商店和家庭中心收集。千万不能勉强劲的拆,不然会有失火的危险!请拿到以下市内的公共设施里备置的回收箱即可。

上尾市役所・平方支所・原市支所・大石支所・上平支所・大谷支所・尾山台出張所・上尾车站出張所・西贝塚环境中心。

小型充电式電池包括镍镉電池, 镍氢電器, 锂离子電池等种类。以下的制品含有这类電池:

数码相机, 摄影机, 便携式 DVD 播映器, 笔记型电脑, 手机, 小型游戏机, 吸尘器, 电动自行车, 加热烟草(加热式香烟), 电子烟, 电动剃须刀(刮胡刀), 电动牙刷, 充电宝等。

家庭垃圾・资源的分类和扔出方法指南

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/multilingual.html>



- 上尾市垃圾分类软件

请使用能让您轻松搜索垃圾的分类方法, 并且具有收集日通知功能的垃圾分类软件。也可以应付一部分的外语。

垃圾分类软件“さんあ〜る®”



- 地域リサイクル

⇒ 環境政策課 Tel 048-775-6925

ごみの資源化と有効利用のため、自治会やPTAなどの協力により、地域リサイクル事業を実施しています。詳しくは環境政策課にお問い合わせください。



- 按地区划分的垃圾再利用制度

⇒西貝塚环境中心垃圾减量对策室

电话 048-725-0068

为了把垃圾变成资源并进行有效利用, 在自治会和 PTA 等团体的协助下, 各地区开展废物再利用事业。详细情况请向西贝塚环境中心垃圾减量对策室咨询。

便利な情報

上尾市のホームページ 多言語情報

http://www.city.ageo.lg.jp/page/multilingual.html



埼玉県のホームページ 多言語情報

http://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/gaikokujin/guide/index.html



de/index.html

上尾市国際交流協会のホームページ

http://aga-world.com/top2018.html



法務省外国人生活支援ポータルサイト

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html



JP-MIRAIポータル

JP-MIRAIポータルは、官民協力して作っている安心・安全に日本で働き・暮らす為の総合サイトです。

https://portal.jp-mirai.org/ja



方便的信息

上尾市网站 多语言

http://www.city.ageo.lg.jp/page/multilingual.html



埼玉県网站 多语言

http://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/gaikokujin/guide/index.html



上尾市国際交流協会网站

http://aga-world.com/top2018.html



法務省外国人生活支援门户网站

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html



JP-MIRAI 门户网站

JP-MIRAI 门户网站是由公共和私营部门合作创建的一个综合性的网站,为外国人在日本的工作和生活提供一个安全可靠的环境。

https://portal.jp-mirai.org/zh



日本語教室

日本語教室の詳細は、上尾市国際交流協会(市役所第三別館)にお問い合わせください。

⇒上尾市国際交流協会

毎週月・木・金 午前10時~午後4時

TEL 048-780-2468 Fax 048-775-0007

office@aga-world.com

※不在の時には市役所4階 市民協働推進課へ

Tel.048-775-4597

原市公民館でも行っています。

毎週土曜日 午後1時30分~3時30分

お問い合わせは、平日 午前9時~午後5時

⇒ TEL 048-721-4948

日语教室

●有关日语教室详细情况,请在上尾市国际交流协会(市役所第三别馆)询问。

每星期一,四,五 上午10点~下午4点。

电话 780-2468 office@aga-world.com

※职员不在时请向市民协动推进课联系

电话 048-775-4597

其他原市公民馆(电话 721-4948)也有日语教室。

每周六 下午1点30分至下午3点30分

咨询时间是,工作日 上午9点至下午5点

⇒电话 048-721-4948



学日语讲座



AGA(上尾市国际交流协会)

周二・周三教室(一对一形式讲座)

可以学习日语、还可以体验日本的传统风俗和文化。

周二教室：上午 10 点~11 点 30 分

地点：コミュニティセンター（柏座 4-2-3）

周三教室：晚上 7 点~8 点 30 分

地点：上尾公民馆（上尾文化中心内、二ツ宮 750）

希望参加的人，需要先加入上尾市国际交流协会，成为会员，年会费为 2,000 日元。

请向市国际交流协会(市役所第三别馆 1 层)报名申请。

每周一・四和五，上午 10 点~下午 4 点，电话 048-780-2468 传真 048-775-0007，

电子邮件 office@aga-world.com。



原市公民馆(一对一形式讲座)

每星期六、下午 1 点 30 分~3 点 30 分、对象为在上尾市内居住或工作的外籍市民、免费。

请向原市公民馆报名。

(原市 3499、电话 721-4948・传真 721-4946)

详细情况请在以下机关询问

上尾市民协动推进课电话 048-775-4597(英语或日语) 传真 048-775-0007 或外国人询问窗口,每星期一,下午 1 点~4 点(汉语)。

其他学日语讲座

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/nihongo.html>





为地震作准备

发生地震时,您的家是否安全?请仔细检查。大地震发生后,自来水·电·煤气等不能使用。请准备好应急物品。此外,发生灾难时与家人的联系地点,联系方法也应事先商量。



★地震须知

- ①您自己与家人的人身安全第一。躲到桌子等下面护身,不要赤脚走动。
- ②立即关火。
- ③将门打开,确保出口。
- ④如果起火,请尽快灭火。
- ⑤不要慌张地向户外跑,请确认安全。
- ⑥请不要随意靠近水泥围墙或门柱。
- ⑦在海边,会有海啸的危险,请立即到高地避难。在山里,会有岩石滑落的危险,请立即离开此地。
- ⑧避难时要徒步,携带最少限度的物品。
- ⑨招呼近邻帮助老人和孩子避难。
- ⑩按照市政府及消防队员·警察的指示冷静地行动。

★紧急用品

食品(罐头和压缩饼干等)·开罐器·蜡烛·手套·水·换洗衣服·现金·存折·护照·保险证·印章·电池·手电筒·火柴·小刀·急救包(药·创可贴·剪刀等)携带式收音机·餐巾纸·圆珠笔·头盔或防灾帽子·婴儿用的奶粉·尿布





★緊急きんきゅうのときに役立つ日本語やくだ にほんご

地震! 地震じしんです! Jishindesu!

火災! 火事かじです! Kajidesu!

救命! 助けたすて! Tasukete!

打开! 開あけて! Akete!

受傷了。けがをしました。Kegawoshimashita.

被烫伤了。やけどをしました。Yakedowoshimashita.

请叫救护车。救急車きゅうきゅうしゃを呼よんでください。Kyukyushawoyondekudasai.

请带我去医院。病院びょういんに連れて行ってください。Byoinnitureteittekudasai.

市役所在哪里? 市役所しやくしょはどこですか? Shiyakushowadokodesuka?

避难所在哪里。避難所ひなんじょはどこですか? Hinanjowadokodesuka?

到哪儿能得到粮食・水? 食料しょくりょう・水みずはどこでもらえますか?

Shokuryou/mizuwadokodemoraemasuka?

这是哪儿? ここはどこですか? Koko wadokodesuka?

这里安全・危険? ここは安全あんぜん・危険きけんですか?

Koko waannzen /kikendesuka?

到哪里去才好? どこへ行けばいいですか? Doko e ikebaiidesuka?

请告诉我怎样去? 行き方いかたを教おしえてください。Ikikatawooshietekudasai.

能和我一起吗? 一緒いっしょに行いっていいですか? Isshoniitteiidesuka?

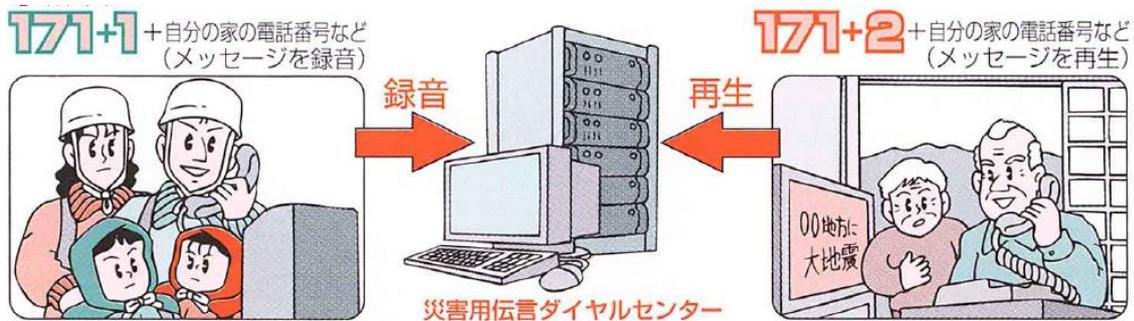
电话 電話でんわ Denwa 电 電気でんき Denki

煤气 ガス Gasu 自来水 水道すいどう Suidou

★发生地震等大规模灾害时电话非常难挂。那时挂NTT的171,用简单的方法能够录音或收听留言。

录音171+1+电话号码+录留言

收听 171+2+电话号码+收听留言





★介绍上尾市内的避难地点。请和家人一起确认。

<避难所>准备好向避难者提供食品等所需物品。

市内所有的小・中・高中学校和以下的设施为避难所。

上尾特别支援学校东町3-2009-3 Tel.:048-774-9331

上尾运动公园爱宕3-28-30 Tel.:048-771-4245

上尾橡树特别支援学校平冢1281-1 Tel.:048-776-4601

圣学院大学户崎1-1 Tel.: 048-781-0031

市民体育馆向山4-3-10 Tel.:048-781-8111

<广域地区避难所>发生大规模的火灾,灭火活动时为了确保市民安全,应该在宽敞的地方避难。

上尾丸山公园・浅间台大公园・鸭川中央公园・平冢公园・上平公园

★详细避难地点地图等备有在市役所4楼危机管理防灾课,请询问。

★节电方法

由于此次震灾,使发电站受损严重。由于供电不足,请大家协助节电。

- ・不必要的家用电器,请拔掉电源插头。
- ・离开房间时,请立即关灯。
- ・提高冰箱的设定温度。另外里面不要塞太多的东西。
- ・设定制冷空调时,调高温度。

「ハローコーナー」は外国人市民のための相談窓口です。月曜日と土曜日の相談があります。

<月曜日の相談>

とき：第1、2、3、5月曜日（祝日を除く）

ところ：上尾市役所第3別館1階

時間	言葉
午前9時～正午	英語、スペイン語
午後1時～4時	スペイン語、中国語 ポルトガル語

<土曜日の相談>

とき：第4土曜日（祝日と市役所が休みの日を除く）

ところ：上尾市役所 本庁舎501会議室

電話番号：048-775-5111（代表）※交換に「ハローコーナーお願いします」と言ってください。

「ハローコーナーニュース」は、市内のイベントや生活情報をお知らせする外国人の方のための情報紙です。

上尾市のホームページでも見られますが、ご希望の方には郵送します（上尾市に住んでいる人だけ）

詳しくは、上尾市役所市民協働推進課まで

→電話: 048-775-4597、ファックス: 048-775-0007 E-mail: s53000@city.ageo.lg.jp

请大家一起加入吧!

自治会・町内会・区会

区会・町内会・自治会重视居民之间的关系,这些组织活动主要是为了让居民们能够生活得更舒适。



为了防备灾害...



平时进行防灾训练,收集发生灾害时必要的各种情报讯息,同时储备紧急用的物资。



为了安全・放心的生活...

为了保护地区(社区)的安全,除了维持管理街灯之外、儿童放学时进行巡视以防犯罪。

为了取得市和地区提供的各种讯息...



分发市发行的「广报上尾」之外,还利用传阅板报传达地区的情报。

为了持续地居住在干净而且舒适的地区...

为了保持舒适的生活环境,居民一起协助,进行打扫及再利用(资源回收)活动。



致给「希望参加愉快的活动」的居民们...

计划夏季庙会・运动会等交流活动。



为了扩大互相支援...



积极的参加地区性的社会福祉活动和各种募捐活动,而且实施育儿支援事业和敬老事业等。

～主要的活动例子～

【成为安全・放心的地区】

为了防止夜间犯罪及维护地区的安全,除了维持管理街灯,之外儿童放学时进行巡视。



【地区的互相支援】

为了促进儿童和老人等所有的居民之间的交流,积极的参加地区性的社会福祉活动和各种募捐活动,并且实施育儿支援事业和敬老事业等。



【推进环境美化运动】

为了保持舒适的生活环境,互相协助进行打扫地区的活动和再利用(资源回收)活动。



【运动等休闲娱乐活动】

计划夏季庙会・运动会等交流活动和传统仪式活动。



▼详细情况请向以下各机关询问。

市民協働推進課

TEL 048-775-4597 fax 048-775-0007

原市支所

TEL 048-721-1604 fax 048-720-1113

上平支所

TEL 048-771-2315 fax 048-770-1102

原市団地自治会

TEL 048-722-2481 fax 048-722-2481

西上尾第一団地自治会

TEL 048-726-2067 fax 048-726-2067

平方支所

TEL 048-725-2004 fax 048-780-1112

大石支所

TEL 048-725-1079 fax 048-780-1114

大谷支所

TEL 048-781-0121 fax 048-780-1113

尾山台団地自治会

TEL 048-721-3752 fax 048-721-3752

西上尾第二団地自治会

TEL 048-726-0131 fax 048-726-1404



日本的住居



1 民间租赁住宅

找民间出租的租房、公寓时，要委托迁入地区的房地产商（不动产业者）介绍。签订租房合同时需办理特别手续。为了避免住进后发生不愉快的问题，了解日本的住房习惯是很重要的。

(1) 租赁住宅的概要

房租和管理费	①房租是按月付费，前一个月支付当月的房租； ②清扫费、公共电灯等共同使用的费用（管理费、公益费）。
住房面积和房间数	①住房的面积是指把居室、厕所、浴室、厨房等加在一起的总面积。如用“专有30m ² ”来表示； ②房间的大小是用铺在地板上的榻榻密的张数来表示。一张约为1.6m ² 。房间又以和室、洋室来表示。
设备	①电、自来水、煤气等设备一应俱全。使用开始的时候由入居者办理手续； ②不备有照明器具、煤气炉、家具等设备。
交通关系	通常以从最近的车站需要多少分钟来表示。（如：从上尾站步行15分钟）

(2) 签订租借合同之前

租借合同是明确规定出租人和租房人的权利及义务的协定书。在合同书上签名是标志着对其内容的同意和遵守。所以应在对其内容必须充分理解后再行签字。签合同同时需要在留卡(外国人登录证书)、所得(收入)证明、保证人或者誓约书、印鉴登录证明书等。

(3) 签订合同时需要的费用

房租	房租是前一个月支付下月份的，所以入居时要支付当月和下月2个月的房租。付费方法，一般是银行转帐。
押金	在签订合同时，要支付1至3个月的房费作为押金交于房东。租房人在搬出时，如有欠付的房租，则将充当房租、房屋修理费。若有剩余就退回。
礼金	契礼金是合同成立时付给房东的酬谢金，约相当于1至2个月的房租。礼金不退。
中介手续费	是支付给不动产业者的手续费。一般是一个月的房费。由房东和借房者各负担一半，如果得到两者的同意，负担金额可以改变。
合同更新费	合同期限一般为两年。合同更新时，一般要付一个月房租作为更新费。

(4) 注意事项

保证人	通常申请入居时需要保证人。若是没有保证人，可利用保证公司，需要时请和不动产公司商量。
付房租	必须在合同规定的日期内支付下月的房租。
租房人以外人的居住	不得擅自让家庭成员以外的人居住。
禁止转借	不得将房屋的一部分或全部转借他人。
装修	想装修房屋（煤气、电气工事、安装各种备件等）时必须事先取得房东的同意。
解除合同	要在中途解除合同时，须根据合同规定，事先通知房东。如果事先不通知房东搬走了，那么押金有可能不退还。
租约期满时的条件	租约期满时有可能发生不退还押金，或被要求支付高额房屋清扫费等情况，因此必须确认好租约期满时支付的金额后再进行签约。
宠物	一般房东是禁止饲养宠物的。要想饲养时，要事先向中介人打听好。

2 公营租赁住宅

县向收入较低的人们提供的县营住宅，称为公营租赁住宅。想住此类公房的人很多，所以一般用抽签方式决定入居者。入居招募时间：1月、4月、7月、10月。

申请入居县营住宅的条件：

- 如是外国籍县民，须持有在留资格，并已作了住民登记。
 - 没有住处的人
 - 有同居的亲属(配偶或父母)(单身用住宅除外)。
 - 在埼玉县内居住或工作的人
 - 全家族的所得(收入)在所定标准额以下的人
 - 未曾拖欠县民税，市町村税的人
 - 未曾拖欠公营住宅(地方公共团体、独立行政法人城市再生机构或者由地方住宅供给公司建造管理的租赁住宅)的房租或损害赔偿金。
 - 申请入居者及和其同居的家庭成员不是暴力团成员。
- 详情请向埼玉县住宅供给公社 048-829-2875 问询。

<有关县营住宅，请咨询下面的机关>

名 称	电话号码	接待时间
埼玉县住宅供给公社住居住居咨询广场 (在JR大宫站内)	048-658-3017	每日10:00至18:30 (年末年初除外)